

新たな事業再構築のための法制度の方向性（案） に対する意見

2022年11月16日

一般社団法人 第二地方銀行協会

1. 総論

コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするためのものであることに鑑み、裁判所関与の下で、公平性・透明性が確保され、少額債権者の権利が確りと保護されることを前提として、法制度の整備について賛同する。

ただし、制度設計によっては、モラルハザードや制度の濫用、ひいては、それにより、却って企業支援、事業再生等に影響が出る恐れがあることにも十分に配慮いただきたい。

2. 制度設計に対する要望（法律上等で明確化すべき事項等）

（制度の適切な運用の確保）

- 債権者平等の原則、少額債権者の保護の観点から、指定法人と裁判所が適切に関与することが確保される制度とすること

（事業再構築の定義等）

- 「事業再構築」の定義（事業活動の具体的内容）については、様々な業種への適用や事業再生の実態等を踏まえ、規定すること

（対象事業者）

- 既存の私的整理手続きの活用状況とともに、事業者のモラルハザード、制度の濫用を防ぐ観点からも、制度開始から一定期間においては、一定の事業者が対象となるような制度としてはどうか（活用状況を評価した上で、対象先を拡大）

（対象債権の範囲/担保評価）

- 権利変更の対象となり得る「対象債権」と事業再構築に必要な債権として除外するものについては、客観的な運用が行われるよう、一定の基準を明確に定めること
- 担保評価については、裁判所が指定する第三者による関与など、恣意性が排除できる仕組みとすること

2. 制度設計に対する要望（法律上等で明確化すべき事項等）（続き）

（再構築計画案の決議の可決要件）

- 少額債権者保護の観点から、一定の債権額を有する債権者の賛成とともに、債権者数にかかる要件として、例えば、3/4以上の賛成を必要とすること（可決要件は、海外の諸制度も参考にされるものと思われるが、諸制度間の利用実態の違いの背景も踏まえ、検討いただきたい。）

（裁判所による認可等）

- 裁判所による認可が存在することにより、手続き上、ステークホルダーに安心感を与え、信頼感のある制度となることから、必要に応じ、単に後見的な承認のみでない、適切に関与する制度とすること
- 事業再構築を進める上では、債務者の匿名性を確保することも必要ではないか

（制度の濫用防止等）

- モラルハザードを防ぐ観点から、（指定法人による再構築計画案の確認等において）経営者等の経営責任が明確化される制度とすること
- また、指定法人が計画の履行状況をモニタリングする仕組みや、再構築計画を認可した後においても法的整理に移行することを可能とする制度としてはどうか